

岸和田市農業委員会  
第3回（令和5年9月）総会議事録

1 日時 令和5年9月8日（金） 午後1時30分～午後2時00分

2 場所 桜台市民センター3階 講座室4

3 議案（その1）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案（その2）

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号） 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分第2号） 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

（専決処分第3号） 農地の使用貸借の解約通知確認について

4 出席委員 14名（定数14名）

委員	1番	谷口 敏信	委員	2番	藤原 一郎
〃	3番	楠本 忠雄	〃	4番	米本 巧
〃	5番	大嶋 浩一	〃	6番	原 世志之
〃	7番	南 加代子	〃	8番	塚本 敏雄
〃	9番	久禮 広一郎	〃	10番	西川 徳良
〃	11番	坂田 正行	〃	12番	今本 一成
〃	13番	西村 孝昭	〃	14番	東 昭夫

出席推進委員 11名（定数12名）

推進委員	1番	小山 藤夫	推進委員	2番	松林 茂
〃	3番	永野 六博	〃	4番	黒川 晴之

〃	5番	藪 清仁	〃	6番	川阪 清秋
〃	7番	深井 正清	〃	8番	植田 善三
〃	9番	植田 功	〃	10番	上野 仁
〃	11番	田中 唯夫	〃	12番	田川 隆司

5 欠席委員

田中 唯夫委員

6 出席事務局職員

船橋局長、和田参事

谷口議長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長            それでは、本日、第3回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告いたします。

事務局            本日の委員出席状況をご報告いたします。

                  農業委員 14名の内 14名、推進委員 12名の内 11名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

                  したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。

                  以上でございます。

議長            次に、本日の議事録署名者を私からご指名申し上げます。2番 藤原一郎委員、7番 南 加代子委員のご両名にお願い申し上げます。

議長            それでは、議案の審議に入ります。

                  議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。

                  議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局            上程されました議案第1号についてご説明いたします。

                  議案書(その1) 1ページをお願いいたします。

                  本件は、農地法第3条の規定による所有権移転が1件でございます。

                  1番について、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第1号1番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第1号1番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる9月7日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第1号は原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第2号についてご説明いたします。

議案書（その1）2ページをお願いいたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者証明が、一覧表のとおり3件でございます。

この件につきまして、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第2号1番、2番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、地区協議会における議案第2号1番、2番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる9月7日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第2号3番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第2号3番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる9月4日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり決定することに決しました。

議長 次に、議案第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします

事務局 議案書（その1）4ページをお願いいたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、一覧表のとおり4件でございます。

この件につきまして、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願いま

す。

まず、議案第3号1番について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第3号1番に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる9月4日、いずみの農協山滝支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第3号2番、3番について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第3号2番、3番に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる9月1日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第3号4番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第3号4番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる9月7日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第3号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり証明することに決しました。

議長 次に、議案書（その2）専決処分の報告に移ります。

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分数1号） 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分数2号） 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

(専決処分第3号) 農地の使用貸借の解約通知確認について

以上を一括して報告いたします。

報告の内容は、事務局から説明いたします。

事務局

議案書(その2)をお願いいたします。

上程されました1ページの報告第1号「専決処分の報告について」、岸和田市農業委員会に関する規定第19条の規定により、別紙の専決処分第1号から第3号の3件につきまして、一括して専決処分を行ったことをご報告いたします。

次に、専決処分を行った専決処分第1号から第3号の3件につきまして、一括してご説明いたします。

上程されました専決処分は、いずれも令和5年7月21日から8月18日までに届出等がなされたものであります。

次に、2ページの専決処分第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出で、3ページの一覧表のとおり、7月31日から8月10日までが1件で令和5年8月15日に専決処分を行いました。

次に、4ページの専決処分第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内における農地転用の届出が、5ページの一覧表のとおり、「農地転用のため使用貸借権設定」が7月21日から7月31日までが1件で令和5年8月7日に専決処分、6ページの一覧表のとおり、「農地転用のため所有権移転」が8月1日から8月10日までが2件で令和5年8月15日に専決処分、7ページの一覧表のとおり、「農地転用のため使用貸借権設定」が8月1日から8月10日までが1件で令和5年8月15日に専決処分を行い、合計4件でございます。

次に、8ページの専決処分第3号「農地の使用貸借の解約通知確認について」ですが、一覧表のとおり1件であります。令和5年7月24日に専決処分を行いました。

以上、専決処分第1号から第3号は、法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。したがって、会長が専決処分したものでございます。

以上でございます。

議長  
委員  
議長  
議長

報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

異議なし

質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。

委員さんから何かございませんか。

特段ないようですので、これで第3回総会を閉会いたします。

令和5年9月8日

議 長 谷 口 敏 信

委 員 藤 原 一 郎

委 員 南 加 代 子